

●特集 関東大震災100年——復旧・復興の諸相

帝都復興土地区画整理への反対運動

田中暁子 [たなかあきこ]

後藤・安田記念東京都市研究所 主任研究員

「土地区画整理事業」をめぐる展開された反対運動。

その実態はどのようなものであったのか、

復興局・東京市はどのように対応したのか、

市政専門図書館に保存されている当時の新聞記事を参照しながら明らかにし、

運動の成果と意義について考える。

1 はじめに

帝都復興では、財源が削られたこともあり、それまで、既成市街地での実績がほとんどなかった「土地区画整理事業」によって道路網がつくられた。

土地の一部を無償で提供するという未知の手法に接した当時の人びとは、当然、様々な反応を示した。ある者は反対し、ある者は賛成した。

いくつかの既往研究における記述をまず確認する。

成田龍一は、「土地区画整理延期同盟会」(1924.3)、「区画整理・バラック取払即行反対協議会」(1924.4)、「区画整理実行延期期成同盟会」(1924.4)、「各区連合区画整理制度改善期成同盟会」(1925.2)による運動をまとめている。その結論として、「土地区画整理をめぐる都市住民運動は区議・市議を中核とした旧中間層の運動であり、担い手・行

動様式におき以前の住民運動と共通するが、きめ細かな住民への対応・持続性・地道な組織結成・国家への働きかけ・多様な問題への目くばりなどを行い、地域住民を巾広く、着実に組織した運動であった」と評価している。その一方で、「区画整理を促進」する運動が登場するなど、「都市住民運動内部に深刻な対立があらわれてきた」ことも指摘している。

岩見良太郎は、「各区連合区画整理改善期成同盟会」が発行した震災復興区画整理批判のパンフレットと、復興調査協会編『帝都復興史』に記録されている各地区の区画整理実施報告と陳情書・請願書から、「帝都復興区画整理事業が施行地区の住民にいかなる結果をもたらしたのか、そして施行地区住民は同事業に対していかなる対応を示したのか」を明らかにしている。ここでは、「区画整理改善期成同盟会」による区画整理制度の改善要求も「ある意味ではこの町づくり運動の一環

をなすものであった」としている。岩見は、第31地区における「竹町区画整理審議会」や第10地区における「日本橋区薬研堀町町会」など、「いくつかの地区で取りくまれた住民による代替案作成」の試みに最も注目している。

本稿では、市政専門図書館に保存されている新聞スクラップ¹⁾を主に参照しながら、帝都復興土地区画整理反対運動の実態と、それへの復興局・東京市の対応をまとめ、当時の運動の成果と、その意義について考えたい。

2 「初期」の区画整理反対運動

区画整理反対の意見が報道され始めるのは、特別都市計画法施行令が閣議を通過（1924年3月14日）し、公布（同15日）された頃からである。この施行令によって、土地所有者と借地権者からなる土地区画整理委員会や、一割を超える減歩に対する補償金、換地など、土地区画整理の具体的な手順が定められた。1924年3月から4月中旬にかけての反対を「初期」として、その内容を見ていく。

・ 神田区会を中心とした反対の動き

1924年3月18日に開会した神田区会協議会では、区画整理に関して協議し、次のような反対決議を行った。

「区画整理は理想としては不可なしと雖も、現行区画整理方法によれば移転料は実際の損害を償うに足らず又借家人の権利を保障せず其の他現時の実情に適せざるもの多し。これがためその遂行は罹災民の生活を危殆に陥らしむるものと認む。よって罹災民に実際の損害に相当する補償を与え且つ生活の安定を得せしむるの途を講ずるに非

ざれば、区画整理は当分これを延期せられん事を望む」（時事、読売 13.3.20）

3月末には、「神田その他の各区では盛んに反対の氣勢をあげるに至った」（時事 13.3.26）、「早くも神田その他から猛烈な反対の叫びが起っている」（報知 13.3.29）と報じられており、神田区のみならず、他の区でも反対意見があったことがわかる。

しかし、神田区会において、区画整理反対で意見が統一されていたわけではなかった。「神田区の区画整理問題に対する態度は区議中二派に分れて」おり、「総選挙と関係し作間前代議士一派は即行に反対」「一般に借家人は即行反対」、「区議中自己と利害関係の薄い連中は即行を主張」している、という状況だった（東京朝日 13.4.3）。

一部の区会議員は「さらに移転料をもらってなるべく早く区画整理を断行する」という決議案をつくり、39名の区議中21名の賛成者があるとして、4月4日に区会協議会を開いたが、決議案の賛成者として記されている者の中に、そんなことは知らないという者も出て、否決された（東京朝日 13.4.6）。

4月8日には神保町新聲座において区民大会が開催された。定刻前には千余名が押しかけ、満員となった。「今回施行せんとする区画整理の実行は地主、借地権者、借家人の権衡を保たず、且つ大正12年勅令第414号の精神に違背するを以て大正17年8月末日まで絶対に仮設建築物を移動せしめざることを期す」という決議文が可決された。

演説会では「吾人の要求」（秋草金一区議）、「特別都市計画に就て」（小久江美代吉市議）、「区画整理に就て」（卜部喜太郎弁護士）、「所感」（赤羽武次郎区議、堀内伊太郎）が熱弁をふるった。入場者は、会場で渡された請願

書に、各自署名の上、首相、内相、東京市長あてに提出することを申し合わせた。10日には小久江市議、石和田区議他13名が復興局と東京市に陳情に回るようになった（東京朝日、萬朝13.4.9）。

東京市では区画整理を実施するにあたり、市民と当局の間に立ち両者の意思疎通を図るために「土地区画整理参与員」を4月15日、焼失区域の名誉職（11区の区会議員および市会議員、全470名）に囑託した。しかし、4月16日に開催された神田区会協議会では、39名の区会議員全員が参与員を拒絶するという決議をした（東京日日、萬朝、中央、時事13.4.18）。

・借地バラック居住者大会

4月8日、借地バラック居住者が上野公園自治会館で大会を開いた。「我々はバラックを建てるには建てたが借地権は鬼地主や悪家主の手にあるので虐め抜かれ通しだ」「東京市では坪当たり12銭で鬼地主連に私有地を貸与しているのに鬼地主は坪1円の地代を取っている」、「復興局は地主の手先につかわれているからろくな仕事をしないんだ」など、復興局をやり玉に挙げて区画整理や借地権申告届出の件について、非難しつつ居住権の獲得を力説した（やまと13.4.9）。

・区画整理・バラック取払即行反対協議会

区画整理の進捗とともに、神田や日本橋を中心に、京橋、下谷、浅草、本所、深川、赤坂、本郷、芝の各区で区画整理の即行や、バラック取払への反対運動が盛んになった。連合会を組織することになり、1924年4月2日、東京駅前工業倶楽部で反対協議会が開催され、高木益太郎、卜部喜太郎、頼母木桂吉、

作間耕逸、小久江美代吉、秋山朗らが熱弁をふるった。その主張は次のようなものだった（中央、東京朝日、東京毎夕13.4.3）。

- ・区画整理法には借家人に対しては何等の規定もしていないから、住所の侵害となる。
- ・所有土地の一割は無償没収になるので、憲法違反とみなすのが当然である。
- ・バラックもやっと借金で建てた始末で、又家屋を取り壊して建て直す所の騒ぎではなく、多少経済的に落ち着く大正17年頃まで待ってほしい。

・日本橋区内での反対

神田区を先頭に、日本橋、下谷、京橋など各区で反対同盟が組織されるなか、日本橋区内では、各町内で集会を催し反対の決議を出したり、演説会を開いたりして、区画整理反対の氣勢をあげた（やまと13.4.7）。

4月5日には、日本橋楓川小学校で開催された区画整理講演会において、稲葉整理部長が講演中に、聴衆の中から盛んに反対の声が起り、「我々は今日非常な努力をし辛うじてバラックを建てた。それを今更無暗に移転させられては堪らぬ」と区画整理の無用を叫んで騒ぎ立て遂に講演会が一時中止するに至った（国民13.4.6）。

3 「中期」の区画整理反対運動

このように、神田区を中心に勢いよく始まった区画整理反対運動は一定の盛り上がりを見せたものの、焼失区域全体へ波及することはなく、1924年4月中旬になると、「大分熱が冷めた観がある」（東京朝日13.4.16）と報じられるほどになっている。

・ 神田区から日本橋区、浅草区へ

神田区では、「もともと表面に現れないながら即行説がかなり有力な流れとなっていた」のだが、即行派が烽火を挙げるとだんだん共鳴者が現れてきた。このように即行派が台頭してきた理由は、「バラック生活をこのまま5、6年も継続しては、日用品商人は到底自滅の外はない」という点に気づいたからだった（東京朝日 13.4.23）。

即行反対派は「結束を堅くする」ため、西神田一帯の各戸の入口に区画整理延期同盟会と記した約5寸四方の赤い紙を貼った（東京朝日 13.4.16）。

こうした反対運動のその黒幕には「日本橋より立候補した高木益太郎氏や神田区より同様立候補したる作間耕逸氏ら」がいると報じられている（やまと 13.4.26）。

日本橋区の各町有志は、「ウチヲスグ、ウゴカサレテハ、コマリマス」の赤いポスターを各所に貼付したり、「この場合せめて5年もまってくれ、かせがぬ先は家はたたぬぞ」「四苦八苦、爺の造る其家は、孫子の世までたたる借金」などの即行反対歌を印刷して撒布したり、という運動を展開した（時事 13.4.22）。そして、5月2日には、区民大会を開き反対決議をして区民の歩調を一にする計画だった（東京朝日 13.4.19）。

浅草区の区画整理反対同盟会では、4月29日に区民大会を開き「罹災地市民の居住生存を脅威する」ので、「区画整理の実施に先立ち之に依る地主家主借家人の損害を十分に補償する」方法を定めるために「大正17年8月末までその実施を延期すべし」と決議した（中外商業 13.4.30, 二六 13.5.1, 萬朝 13.5.6）。

・ 区画整理賛成意見の増加

このように、区画整理反対運動は、神田区だけでなく日本橋区でも組織的な動きを見せた。しかしながら、「神田ッ子としては各区共一斉に追従して来るものと予想し他の区に通牒を發し反対に就いて同一歩調を執り委員を選出せんことを懇請したが未だ何処からも回答が来ないのみならず中には即行決議をしようと言う向も現れるという形勢」であった（東京朝日 13.4.16）。

そして麹町区では全市区画整理即行期成同盟が組織されるなど、むしろ区画整理に賛成する意見も台頭してきた。3月12日から4月23日までに復興局に届いた文書27万通の内訳を見ると、賛成は反対よりも9千通少ないが、反対派の文書は「郵便葉書に反対理由を印刷して、之れを各戸に持ち回っては記名捺印させ」て送ったものが多く、実質は賛成派のほうが多いらしいと目されていた（やまと 13.4.24）。

・ 区画整理反対と選挙運動

4月中旬になると、一部の立候補者が区画整理反対を選挙戦に利用していると指摘されるようになる。

警視庁が「最近取締上神経を高めていることは目下日本橋、京橋、神田、浅草その他の震災地区で喧しい区画整理反対の声に対しその区の立候補者の一部は該運動の渦中に入って氣勢を高めて人気を得る方法をとったり又は運動員の中にはこれを誇張して言ったり若しくは復興局には全然その計画なき事を話したりしてその間巧みに有権者の心理を捉えて運動効果を収めて行く者もある」（国民 13.4.18）。

「日本橋区の土地所有者や借地権所有者の

連中が、反対運動を起こしたのをはじめとして、その後各区は反対の烽火を上げているが、(…中略…)その原因を調べてみると、たいていは区画整理とはどんな事かよくわからずに、一部策士に煽てられて、空騒ぎに騒ぐだけのものであることがわかった(萬朝 13.4.18)。

このように、「直接間接に利害関係を有する問題を捉えてこれを選挙運動に利用すること」は「選挙規則違反に該当するものである」との議論も出て、内務省警保局が調査に着手したと報じられている(やまと 13.4.26)。

・神田区会における「条件附即行説」

第2章でみたように、神田区会では4月16日に「土地区画整理参与員」を拒絶するという決議をしたのだが、実際に辞令を突き返したのは39名中5名だけだった。区会の一団体「神田区民会」の安東正臣、小口米吉、神戸幸太郎、松永安太郎、小林廣吉、黒田誼治、木村春吉は「我等は条件付き反対であるから、参与員はむしろ進んで引き受ける」として、次のような決議をし、25日、復興局と東京市に陳情した。

「吾人は今や帝都復興計画の第一歩たる土地区画整理の断行を望むや切なり。然りと雖も現制度は補償金額少なくバラック移動期間頗る短きに失し借家人の居住及び借地法に依らざるバラックの所有者に対し何等の保護なく其他幾多の欠陥あり是れ市民の生活安定を脅威するものなり。吾人は切に当局の反省を求め速やかに之を是正して区画整理を断行し一日も早く復興の実を挙げ我が神田区を帝都商工業の中心地区たらしめん事を期す」(中央、萬朝、東京朝日 13.4.26)

・総選挙後の区画整理反対運動

5月10日に開催された衆議院総選挙では、反対派の急先鋒である高木益太郎、作間耕逸らが当選した。復興局は「区整反対の声も総選挙までと見くびっていた」が、「候補者の成績がばかによくこの拍子で行けば来月10日の府会議員選挙にもこれを利用されるおそれがある」と心配していたようである(東京日日 13.5.16)。

総選挙以降の区画整理反対運動については、「最初は七分幼稚な意味に於いての即行反対で、それを当局で解釈して聴かせると諒解して寧ろ区画整理を歓迎するような傾向であった」が、最近のは「政戦でいろいろ宣伝されたことが大いに帰納的な色彩を帯び」て、区画整理はその施行地区の繁栄を覆すようなものであるという考えが強くなっていった(東京毎夕 13.5.15)というように、その質が変化していることを指摘する報道や、地主や家主だけでなく、最も居住に不安を感じている借家人も加わって、反対運動が再び台頭しているという報道がなされている(やまと 13.5.21)。

本所区では7月1日に区画整理即行延期大会が開催され、定刻前には会場は聴衆ですし詰めになった。代議士の横山勝太郎は「今一つよろしくないことは区画整理委員の中に大地主が加わっていること」であると喝破し、さらに作間耕逸、高木益太郎、本田貞次郎や、神田区同盟会副会長や浅草同盟会会長らが演説し、「困らぬ時まで整理を延ばせ」と主張した(萬朝 13.7.2)。さらに、7月3日には芝区増上寺で区画整理即行延期各区連合大会が開催された。大会代表委員木内伝之助、市会議員吉田嘉右衛門、眞繼義太郎らが、決議を衆議院に請願した。決議文の内容は、4月

8日には神保町新聲座における神田区民大会での決議とほぼ同様であった（東京朝日、東京日日 13.7.4）。

・区画整理「即行熱」の高まり

上述のように5月末には区画整理反対運動の再台頭が報じられたのだが、6月下旬には、反対運動が下火になりむしろ区画整理即行派が勢いづいていたようである。

「府会議員の選挙²⁾が終わると、不思議に反対運動もすっかり姿を消し、今では反対どころか「他より此方の方を先に、急いで貰いたい」という陳情」（時事 13.6.20）が増え、「区画整理が実行期に移ってから反対の陳情は下火になっている」（東京毎夕 13.6.21）という状況だった。

神田区会では、即行反対の首謀者である小久江美代吉が、「即行延期案」を提出して拒否されたので、看板を掛けかえて「地主の分割無償提供撤廃し尚現在の復興計画を市区改正案に改めて実行する」案を6月21日に提出した。しかし、「即行反対の反対」の区議が、傍聴席に詰め掛けていた即行派・二百余名の声援をうけて、あくまで即行を主張して熱く議論した結果、小久江一派はついに提出案を撤回した。この区会の結果から区内の空気は「即行熱」が高まった。なお、このように小久江の即行反対・延期が、支持を得られなかった理由としては、小久江が神田区の大地主尾張屋の顧問であることが指摘されている（やまと、中外商業 13.6.24）。

・区画整理の進捗と、個別案件における反対陳情

反対運動にもかかわらず、区画整理は着々と進んでいた。復興局では、第六（神田駿河

台付近）、第十六（日本橋箱崎町）、第十四（数寄屋町）、第十七（槇町）の四地区で、模範的に土地区画整理を進め、目に見える形でその成果を示し、市民の賛同を得ようと努めた。土地区画整理は焼失区域を65地区に分け、地区ごとに土地区画整理委員会を組織して換地処分、補償金等について諮問するのだが、第六、十四、十七地区では5月6日、第十六地区では同7日に土地区画整理委員選挙が行われ、委員が決まり、同29日には丸の内鉄道協会で第一回土地区画整理委員会が開催された。このように換地設計が進んでくると、具体的な道路、区画をめぐる反対が増えてくる。

たとえば、次のような反対事案が報じられている。

猿楽町1丁目（第六地区）では、旅館龍名館の土地を通る予定だった道路が、利害関係者の濱田次郎の反対運動によって区画整理計画から削除されたことに関し、五十余名の町民が反対運動を起こした（国民 13.7.24）。

幹線24号道路（第四十九地区）は、両国駅の繁栄を見越して18間（約33メートル）で設計された。これに対し、両国駅前両益会七十余名は、両国駅は単なる一停車場として存在するに止まるものであるから、18間という幅員は必要ないので、この計画を中止し、深川清住町から本所元町に至る補助線四十号（延長1400メートル、幅員15メートル）を停車場前まで延長してもらいたいと申し出た（中央 13.8.6）。

和泉橋から御徒町に至る道路を24間の幹線道路にするために、松永町と佐久間町のどちら側に拡幅するかをめぐり、それぞれの町民が反対運動を行い、何度も杭が打ち直された。松永町側は11間も道路に編入されることに

なると店舗向き住宅地として利用しづらいので、町民は絶対に区画整理を受けないという申し合わせをしている（東京朝日 13.10.19）。

4 区画整理制度の改善運動

前章まで見たように、区画整理即行反対・即行延期を求める運動は実を結ばないまま、土地区画整理事業は実施のフェーズにうつり、個別案件をめぐる反対が多くなってきた。

こうしたなか、1925年2月23日、作間、高木、横山、太田、安藤等の市選出代議士を顧問として、区画整理制度改善期成同盟会（木内伝之助会長）が組織された。

同盟会は同年3月17日に「不完全な現行区画整理改善に関する」請願書を提出した（東京朝日 14.3.18）。5月15日には浅草馬道8丁目竹林亭で演説会を開催し、「現行区画整理計画は不完全にして可能性なく徒らに市民の生存を脅威するものなりと認む。吾人は断乎として不完全なる整理計画に反対し市民の実生活に適應する計画に改善せん事を期す」と決議した。同様の演説会は神田松枝町松月、浅草南富坂町壽々梅俱樂部、下谷御徒町三丁目貸席吾妻などでも開催された。

6月29日には、区画整理反対のリーダー16名（高木、横山、作間、木内、小久江、木村、秋草、梅原、香取、眞繼、石和田、赤塚、川合、頓宮、池田、林）が官邸に招致され、大多数市民がいかに困憊苦痛を感じつつあるかを述べ、借家人の権利が無視されていることや、休業補償の日数が不十分であることなど15條にのぼる現行土地区画整理の欠陥を指摘した（中央 14.6.30）。これに対し、7月9日に内相官邸で行われた関係当局協議会は、「復興計画の根本及其の予算に影響を及ぼさざる

範囲に於いてなるべく市民の希望を尊重し復興事業の促進を図る方針のもとに、各条件を適当に取捨選択し復興局に於いて適宜対策を講ずること」を決定している（国民 14.7.10）。

しかしながら、同盟会は、6月29日の意見聴取は唐突だったために「一般市民の適切有益な論議を普く集めることが出来なかった」との考えから、「全市民の改善意見を網羅する」ことを目指し、7月14日に相談会を開いて一般市民の意見を聞き、整理して、重ねて内務大臣に陳情することにした（中央 14.7.14）。

同盟会では1925年10月17日までに演説会を85回開催し、区画整理制度の欠陥を47箇条にわたって指摘し、その改善を当局に要求することになった（中央 14.10.19）。

同盟会が指摘した47箇条の改善点に対して、復興局は1925年11月に「東京市土地区画整理制度改善意見に就て」という逐条回答を行っている。

市政専門図書館に保存されている新聞スクラップブックに、「区画整理促進運動」や「区画整理反対運動」という項目があるのは、1925年までで、それ以後は「運動」としてはまとめられていない。石田（2004）も、反対運動の側が1926年1月衆議院に特別都市計画法の改正案を提案したが、3月に議会が解散されたことにより廃案になり、「組織的な反対運動は事実上終息」したと記しており、1926年に入ると反対運動は力を失っていったと考えられる。

5 復興当局における、様々な取り組み

市民のあいだに土地区画整理事業への反対運動が起こると、復興局と東京市は、「区画

整理に関する市民の了解をえるために講習会、講演会等を開きポスターを配布するなど種々宣伝に腐心した（国民13.3.27）。ここでは、具体的にどのような活動をしたか概観したい。

・質問や問い合わせへの対応

帝都復興で行われる土地区画整理事業について、確認や質問に地主が連日押しかけてくるために、1924年1月21日、復興院土地整理局に「相談部」が設置された（萬朝13.1.23）。

区画整理施行時期が迫ってくると東京市の各区役所と復興局出張所に、相談部出張所が設けられた（東京日日13.3.23）。「相談部」には、「毎日平均90人以上、100人位」が相談に来た（二六13.5.26）。

土地区画整理は「生活上に多大の影響を及ぼす大問題」であるので、市民諸君の質問に対する当局の解答を求め拡散するために、東京朝日新聞に「区画整理問答」というコーナーが設けられた。主に東京市の吉田茂助役（たまに月田藤三郎区画整理局長）が、読者からの様々な質問に対する回答を寄せた。このコーナーは、1924年4月10日から7月12日まで、全62回に及んだ。たとえば、「実行し得るや」という回では「仮設建設物が現在の如く建て込んで了って居るのに果たして土地区画整理が実行し得るや（罹災者）」という問いに対し、「現在は成程仮設建築物が大分建て来たがまだまだ震災前に比すれば未だ建築の土地が沢山残っているし殊に新しい本建築はないのだから建物移転は換地予定地の指定も実行できることと認めている。ただこの上時日を遅延するならば夫こそ却って実行をそれだけ困難ならしむるのであるから一層促進の必要がある（吉田助役）」と答

えている（東京朝日13.4.11）。

紙面を通した質疑応答のほかに、市役所に舞い込んだ「問合せ状」をもとにして作成された応答式のパンフレットも配布された。このように新聞やパンフレットを通して疑問に答えるだけでなく、吉田助役は「区画整理の質問だというと一々面会して詳細に説明」した（国民13.4.29）。

・ビラやポスター等による宣伝

復興局整地部では、3月中にポスターを3、4種類印刷し、4月から積極的な宣伝を始めた。3月下旬には、大勢の役人が自動車5台に分乗し、宣伝ビラ10万枚を市内に撒布した（国民13.3.27）。

「区画整理を市民に徹底させる」ため、「市民の犠牲的精神を現した標語」の懸賞募集も行われた。締め切りは4月30日で、3156句の応募の中から、一等「復興の花は区画整理の園に咲く」、二等「震災を忘れざる者は区画整理の第一線に立つ」「火事も地震も交通事故も区画整理で苦がぬける」などが入選した（東京日日13.6.20）。

発災から1年経った1924年9月1日には、復興局建築部が製作した区画整理宣伝フィルム「復興の礎」が一般公開された。このフィルムは建築部の技師たちが筋書きを考え、松竹が撮影した。第1巻は大震火災の状況にはじまり、欧米都市の区画整然たる光景を、第2巻は東京の衛生・消火その他が貧弱な状況を、第3巻は区画整理の方法から出来上がった東京の図解を見せるという内容だった。復興局では適当な場所で映写するほか、銀座日本橋など、にぎやかな路上でも上映したいという希望を持っていた（国民13.8.23、中外商業13.8.26）。

震災後2年近く経っても区画整理に対して賛成・不賛成が喧々囂々としていた際には、「復興局の宣伝法に手落ちがある」ので「市民に対して了解と安定」を与えることができないという認識から、「区画整理の実施について 市民諸君に告ぐ」という全34ページのパンフレットがつくられた。この小冊子は区画整理の施行区域内の市民に普く配布された（東京毎日 14.6.21）。

・講演会の開催

1924年4月になると、帝都復興連合協議会や帝都復興促進会の主催で、区画整理講演会が開催されるようになったのだが、これに対し、復興局や東京市は全面的に協力した。

帝都復興連合協議会は東京市政調査会が都市問題に関係ある14団体に呼びかけて組織した団体である。第1回区画整理講演会が4月10日丸の内日本工業倶楽部で開催されると、6月27日までに全18回の講演会を開催した³⁾。

帝都復興促進会は1923年12月の臨時議会で復興計画案の雲行きがあやしくなった際に帝都復興促進大会が開かれたことをきっかけに、都下32団体で設立された⁴⁾。帝都復興促進会では、区画整理宣伝のため、1924年5月1日に神田青年会館において大講演会を開いた。講演者は後藤、渋沢両子爵、阪谷男爵、永田市長、直木復興局長官、藤山会議所会頭、山崎実業組合副組長、稲葉整理部長、吉田助役、鎌田市議だった（東京毎夕 13.4.29）。

「一般市民」が土地区画整理を知るだけでなく、「将来東京市民として活躍する現在の小学児童にも是非区画整理の一般的知識を持たす」ために、市内各小学校の教員に対して区画整理講習会を開くことも計画されていた

（やまと 13.4.24）。

このように、復興当局では、丁寧に疑問・質問に対応する姿勢を示し、実際に、東京市の吉田助役などは、このためにかなりの時間を割いていたようにみえる。しかしながら、5月1日に帝都復興促進会が開催した大講演会では、会場が荒れて永田市長が裏口から逃げ出したと報じられており、人びとときちんとした対話ができていたかについては疑問が残る。本章でみたような当局による「宣伝」については、「宣伝」をしたという事実はあるものの、住民の疑問を解決するような効果をあげたのかは不明である。

6 まとめ

1924年3月頃から行われた区画整理反対運動は、演説会などを通して主義主張を広く知ってもらう活動がメインだった。しかし、区画整理延期同盟会と記した約5寸四方の赤い紙を会員でない人の家にも貼ったり、反対理由を印刷した葉書に記名捺印させて復興局に送り付けたりと、少し強引さのある活動も行っていた。借家人の権利が保障されていないことを問題視しておきながら、運動のリーダーの一人である小久江は大地主との深い関わりが指摘されるなど、借家人の心に寄り添えていなかったのではないだろうか。そうした、活動の強引さや運動の当事者性の低さが、区画整理反対運動が大きくなるとならなかった原因かもしれない。

反対運動派が主張した借家人が住み続けられないという問題や、日用品商人が（反対運動でバラック生活を長引かせるよりも）即行をのぞんだことなどは、関東大震災から約

70年後に起こった阪神・淡路大震災の土地
区画整理事業の際にも繰り返された問題であ
る。

改善期成同盟会が提案したものの1926年
3月に廃案となった「特別都市計画法改正法
案」の主な内容は次のようなものであった
(岩見(1978))。

- ・ 地区内の土地所有者及び借地権者の総数
の2分の1以上の同意があるときは施行
者は区画整理を行わないことができる(第
3条)
- ・ 土地区画整理委員に借家権者を加えるこ
と(第5条)
- ・ 土地区画整理によって住所または営業所
を失った者に対し補償を認めること(第
6条)
- ・ 1割無償提供を廃止すること(第8条)
- ・ 土地区画整理委員に対して罰則を設ける
こと(第13条)

災害復興における土地区画整理は、借家人
の生活再建、商工業の再建など、変わらぬ問
題を抱え続けている。災害がおきて、事業が
適用されてから、土地区画整理という手法そ
のものを改善することはむずかしい。たとえ
ば、「東京都震災復興マニュアル 復興プロセ
ス編(平成28年3月修正)」では、都市復興
事業として、土地区画整理事業、市街地再開
発事業、住宅地区改良事業、住宅市街地総合
整備事業、優良建築物等整備事業を想定して
いるが、それぞれの事業の問題点を洗い出
し、同じような問題が起きないように制度を
改善しておくことは、災間期のいまでこそ、
やるべきことなのではないだろうか。

注

- 1) 新聞スクラップの中でも、「東京市 大正十三
年 都市計画(四)(区画整理(2))」に「区画整
理促進運動」「区画整理反対運動」、「東京市 大
正十四年 都市計画(五)(区画整理(3))」に「区
画整理促進・反対及改善運動」と整理して綴じ
られている新聞記事を分析の対象とした。スク
ラップには、新聞社名(大阪朝日、国民、時
事、中央、中外商業、東京朝日、東京日日、東
京毎日、東京毎夕、報知、二六、萬朝、やまと)
と年月日(和暦)が判子でおされている。本文
中で取り上げるスクラップの出典は(新聞社名
和暦)で示した。
- 2) 1924年6月10日
- 3) 帝都復興連合協議会が主催した土地区画整理
講演会については、詳しくは、田中暁子(2022)
「帝都復興における土地区画整理の実現—帝都
復興連合協議会の活動を中心に」、都市問題、
113(8), pp. 90-100を参照されたい。
- 4) 東京府下選出代議士、東京府会、東京市会、
各区会とともに日本弁護士協会、日本経済連盟
会、日本工業倶楽部、日本工人倶楽部、日本産
業協会、都市研究会、土木学会、東京銀行倶楽
部、東京市政調査会、東京商業会議所、道路改
良会、地学協会、大日本医師会、大日本私立衛
生会、経済巧究会、建築学会、港湾協会、工業
技術家団体連合会、工政会、国際連盟協会、庭
園協会、産業組合中央会、協調会、市政研究
会、市政攻究会、実業組合連合会、震災予防調
査会、震災善後会、生命保険協会など。「帝都
復興促進会」、工政、1924年1月号, pp. 15-16)

参考文献

- 岩見良太郎(1978),「土地区画整理の研究」,
pp. 175-222, 自治体研究社
- 成田龍一(1979),「「帝都」復興をめぐる都市論
の興起と変質」, 東京歴史科学研究会編,『転換
期の歴史学』, pp. 199-234, 合同出版
- 成田龍一(1980),「大正デモクラシー期の都市住
民運動—東京市における—」, 地方史研究, 30
(5), pp. 33-42, 地方史研究協議会
- 石田頼房(2004),「日本近現代都市計画の展開
1968-2003」, pp. 128-132, 自治体研究社
- 中川雄大(2022),「帝都復興の担い手は誰か—
区画整理における「市民」をめぐる論理に着目
して」, 年報社会学論集, 35, pp. 116-127